7.　お台場海浜公園の計画の目的及び内容

7.1　目　的

本施設は、組織委員会が東京2020大会時のオリンピックのトライアスロン及び水泳（マラソンスイミング)、パラリンピックのトライアスロンの会場として必要な仮設施設の整備を行うものである。

7.2　内　容

7.2.1 位　置

評価書案の対象となる本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり東京都港区台場一丁目のお台場海浜公園に位置する。お台場海浜公園の開園面積は陸域約75,400m^2、水域約435,400m^{2}であり、計画地の範囲は陸域となる磯浜及びおだいばビーチを含む概ねの範囲である。

計画地は、昭和50年12月１日に開園した東京都の海上公園であるお台場海浜公園に位置しており、計画地の南西側には、オリンピックのバレーボール（ビーチバレーボール）の会場となる潮風公園が隣接している。

7.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した７番目の副都心である臨海副都心に位置している。臨海副都心は、「臨海副都心まちづくりガイドラインー2016改定ー」（平成28年７月　東京都）において、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、台場地区は、お台場海浜公園の優れた自然環境を生かした、ウォーターフロントに面する住宅市街地、海岸に面した生活利便施設等、広域商業機能や居住機能及びリゾート型の宿泊機能を配置し、お台場海浜公園と一体的なうるおいのある複合市街地を形成していくとしている。

平成31年４月１日現在の港区の人口は約26万人であり、世帯数は約15万世帯である。[1]

昼間人口は約94万人であり、就労者など昼間に流入する人口(昼間人口)が夜間人口を上回っているが、東京都港区台場一丁目においては昼間人口と夜間人口はほぼ同等となっている。[2]

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、港区では宿泊業、飲食サービス業の事業所が約６千事業所、従業者数が約８万人と最も多く、東京都港区台場一丁目においては宿泊業、飲食サービスの事業所が71事業所、従業者数が約２千人となっている。[3]

---

[1]出典：「港区の人口・世帯（住民基本台帳に基づく)」(令和元年5月16日参照　港区ホームページ)
http://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/jinko/2019.html

[2]出典：「港区の人口・世帯（住民基本台帳に基づく)」(令和元年5月16日参照　港区ホームページ)
https://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/kokusechosa/shibaura.html

[3]出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」(令和元年5月16日参照　総務省ホームページ)
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573

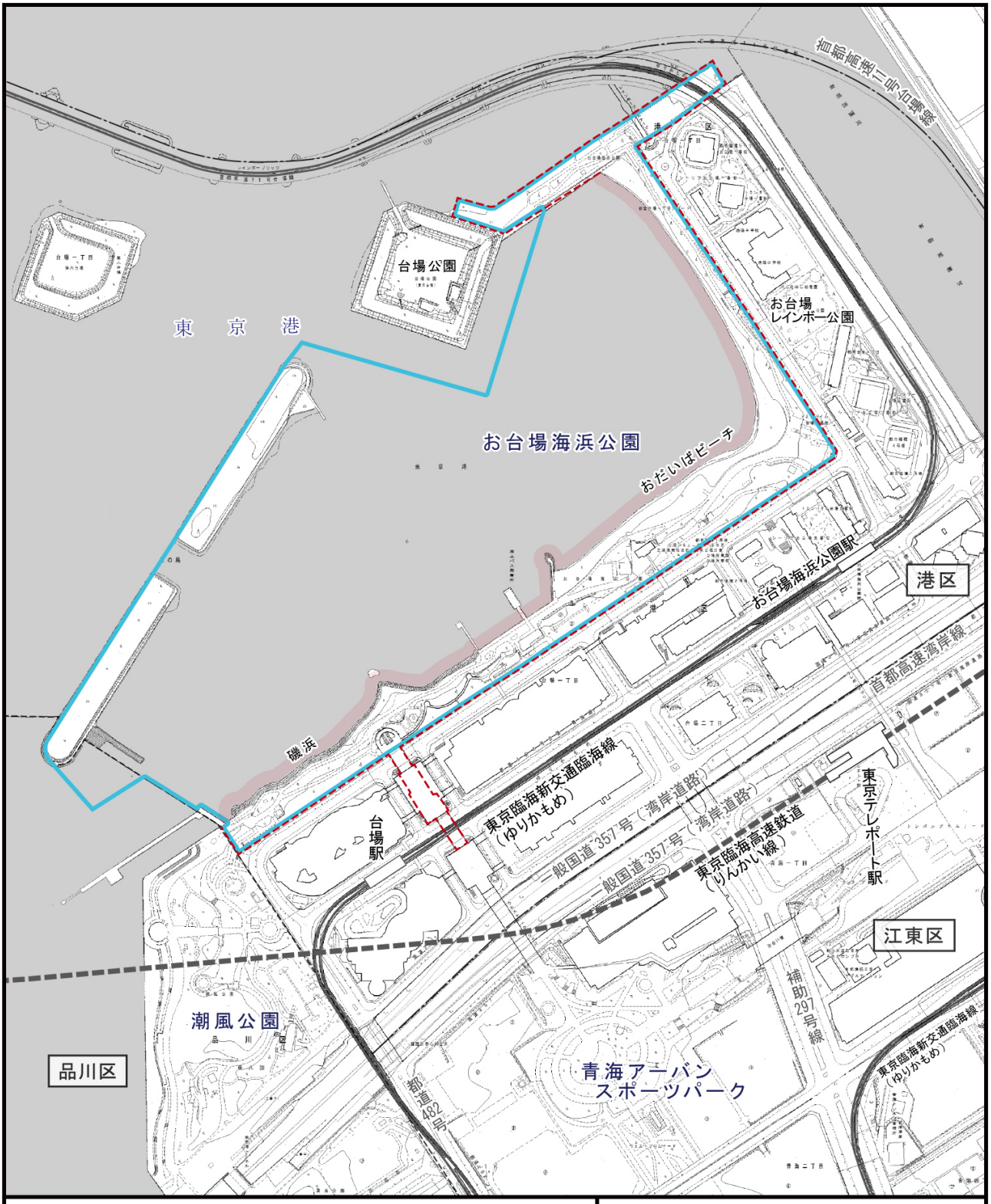

凡　例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園　区域
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）

Scale 1:8,000

0　80　160　320m

図 7.2-1　計画地位置図

凡　例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園　区域
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）

Scale 1:8,000

0　80　160　320m

写真 7.2-1　計画地周辺の航空写真

7.2.3 事業の基本計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図 7.2-2 に示すとおりである。計画地前面の水域に水泳（マラソンスイミング）及びトライアスロンの水泳の競技エリアを配置する。トライアスロンのバイク及びランのコースは、図 7.2-3(1)～(3)に示すとおり、計画地内のほか、計画地外の周辺道路に設定する。計画地の中央に仮設観客席（最大で高さ約 6.9m）を整備するほか、仮設観客席の北東側に立見エリアを配置する。また、大会の運営のため、観客、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置する計画である。

主な仮設施設である仮設観客席[1]の断面図は、図 7.2-4 に示すとおりである。仮設観客席の設置予定座席数は、約 3,000 席である。

仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行う計画である。

1 仮設観客席については、建築基準法第85条第５項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われる。

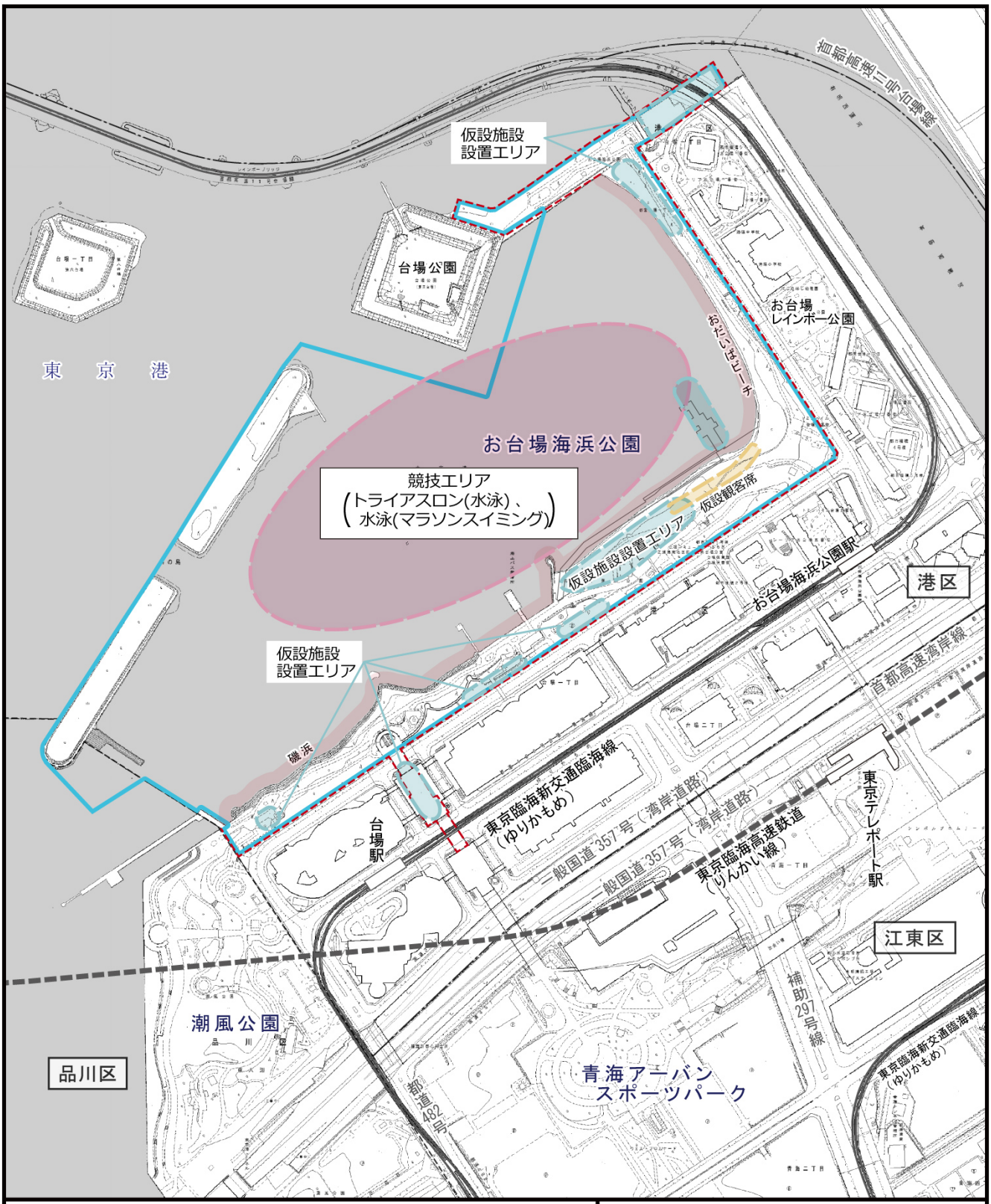

凡　例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園　区域
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）

Scale 1:8,000

0　80　160　320m

図 7.2-2　配置計画図

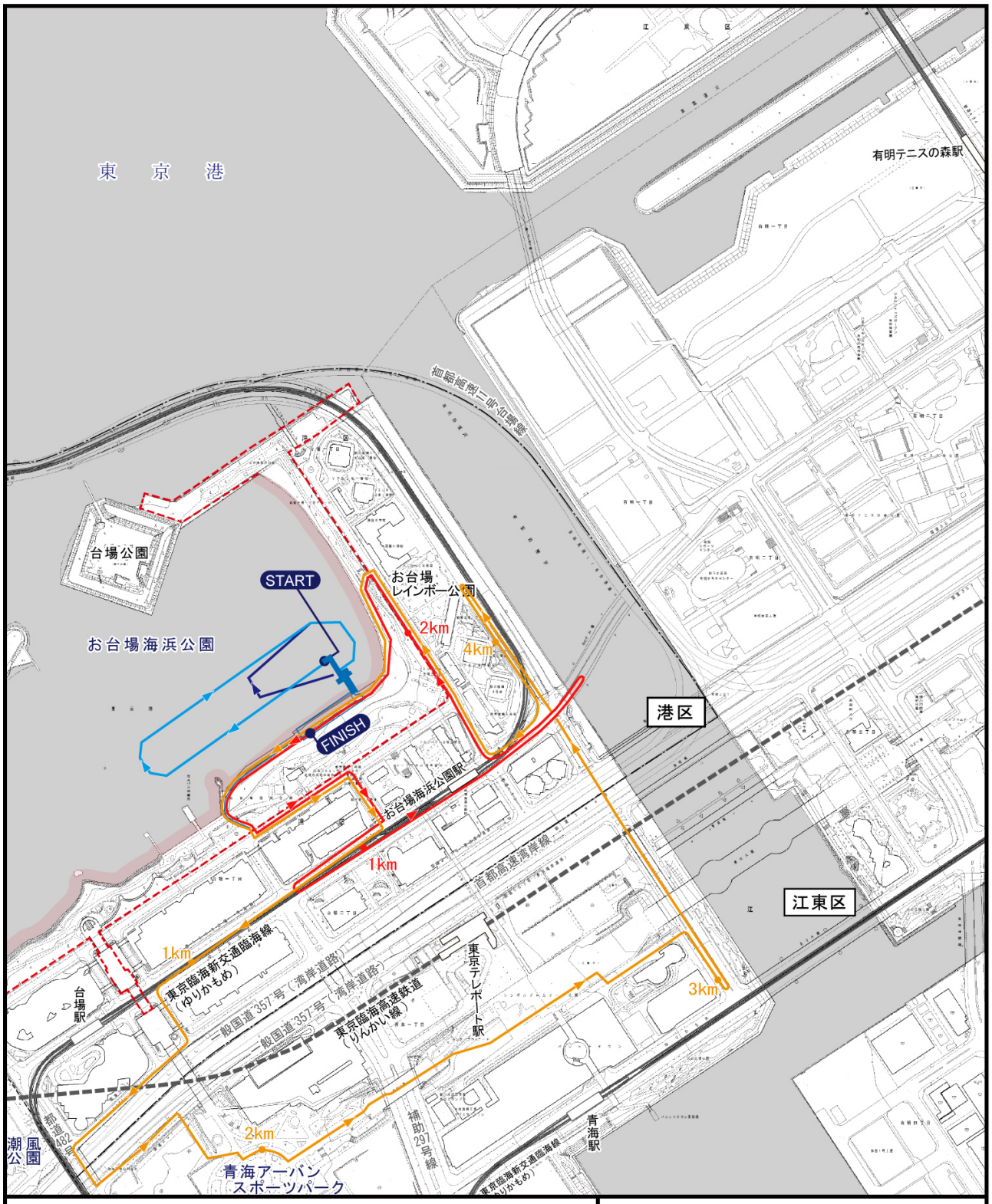

凡　例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）

トライアスロンコース

- Swim
- Bike
- Run

Scale 1:10,000

0　100　200　400m

図 7.2-3(1)
トライアスロンコース位置図
（オリンピック（男子/女子））

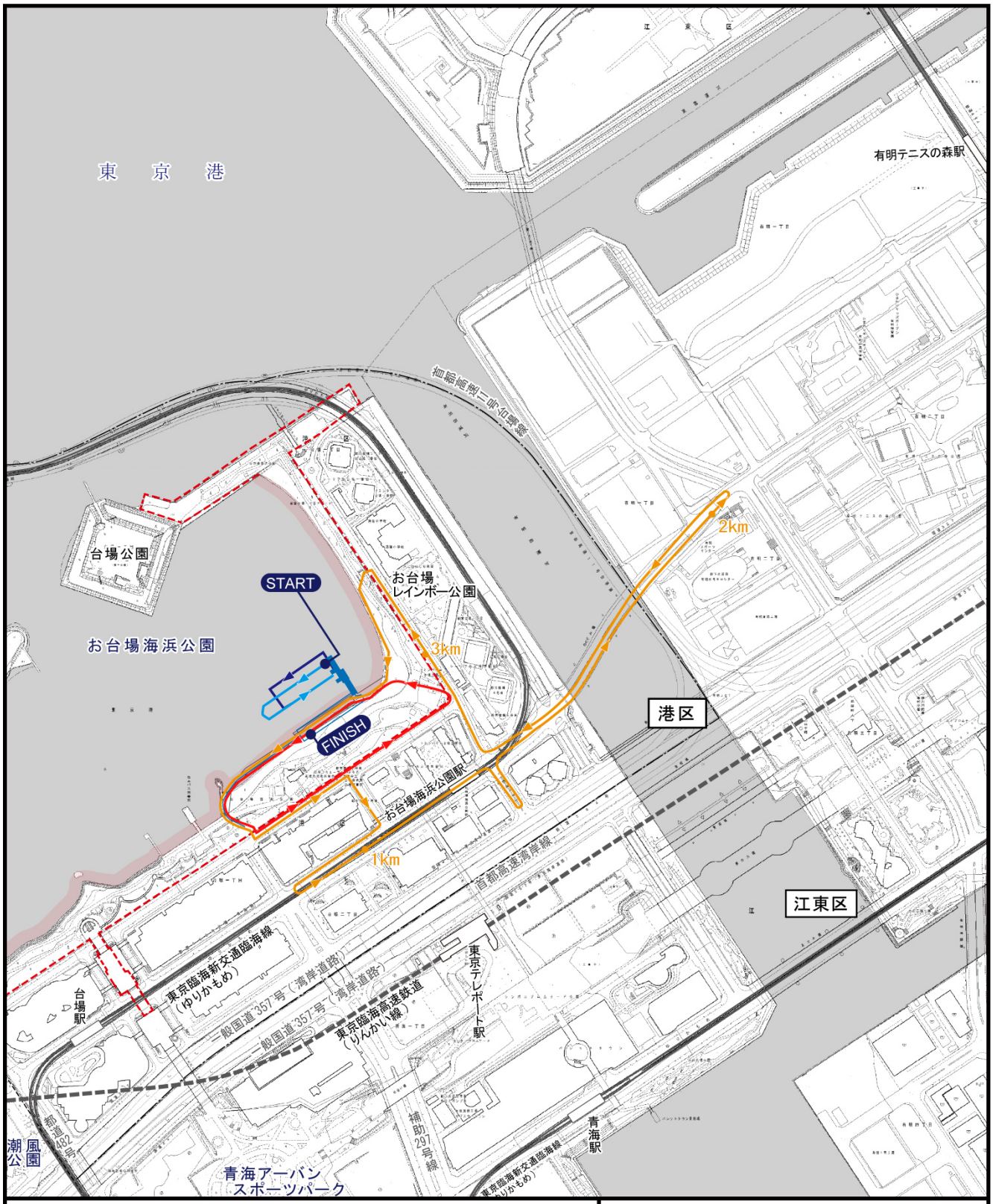

凡　例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）

トライアスロンコース

- Swim
- Bike
- Run

Scale 1:10,000

0　100　200　400m

図 7.2-3(2)
トライアスロンコース位置図
（オリンピック（混合リレー））

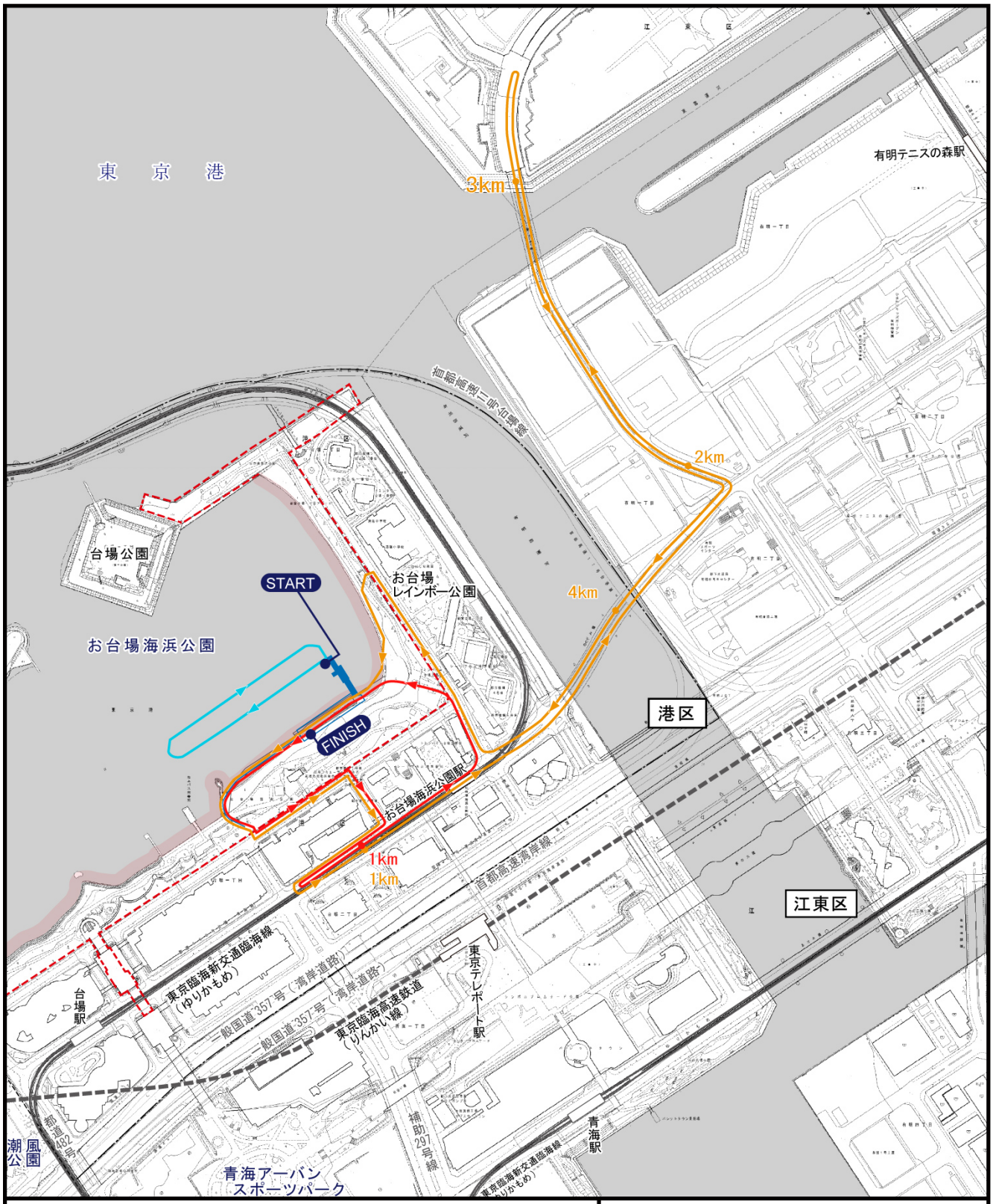

凡　例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）

トライアスロンコース

- Swim
- Bike
- Run

Scale 1:10,000

0　100　200　400m

図 7.2-3(3)
トライアスロンコース位置図
（パラリンピック（男子/女子））

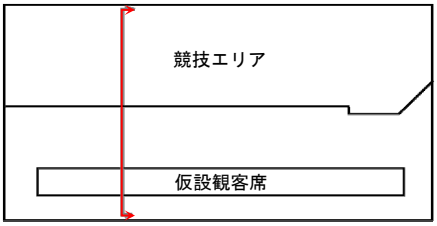

キープラン

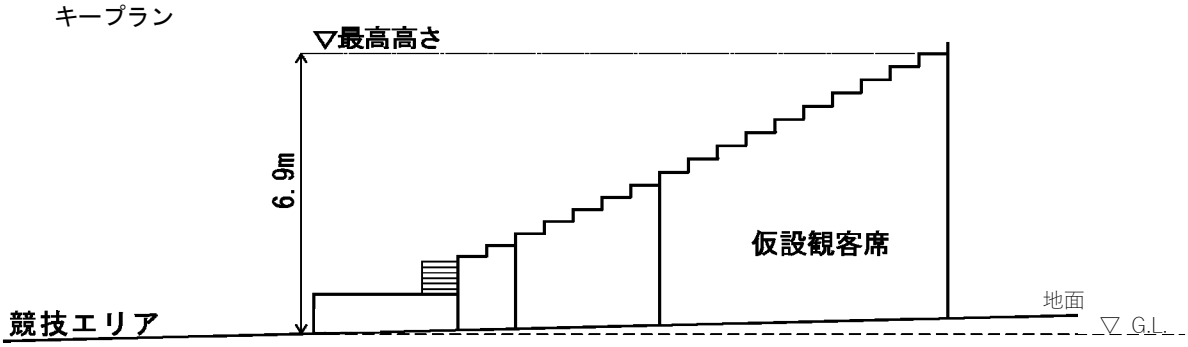

図 7.2-4　断面図

7.2.4 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、現時点での予定であり、今後、変更がありうる。

(1) 工事工程

工事工程は、表 7.2-1 に示すとおりである。東京 2020 大会前の仮設施設整備については、2019 年 11 月から 2020 年 7 月までを見込み、段階的に公園内を閉鎖する計画である。また、東京 2020 大会後の仮設施設の解体復旧工事は、大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放する計画である。

表 7.2-1　工事工程（予定）

工種/工事月	6			12			18		
仮設設備工事	■	■	■	■	2020大会				
解体復旧工事							（未定）		

(2) 施工方法の概要（予定）

1)　仮設工事

仮設施設として、観客席、プレハブ、テント、ユニットハウス及びセキュリティフェンスの設置等を行う。

トライアスロンのバイク及びランのコースは、計画地外の周辺道路にも設定するが、計画地外の競技エリア工事は実施しない。

2)　解体復旧工事

仮設施設を撤去し、計画地内の原状回復を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 7.2-5 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）、首都高速 11 号台場線を利用する計画とし、周辺の教育施設から離隔を確保した既存の車両出入口で出入場する計画である。

工事用車両台数は、ピーク日において大型車 10 台/日程度、小型車 40 台/日程度、合計 50 台/日程度を予定している。

また、工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する計画である。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 7.2-2 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械（第２次基準値以上）及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表7.2-2　主な建設機械（予定）

工　種	主な建設機械
仮設工事	ラフタークレーン、バックホウ
解体復旧工事	ラフタークレーン、バックホウ

注)建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

(5) 工事中の廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な建設廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。

なお、仮設施設の資材等は極力リースで調達するほか、大会後の仮設施設の解体復旧工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。

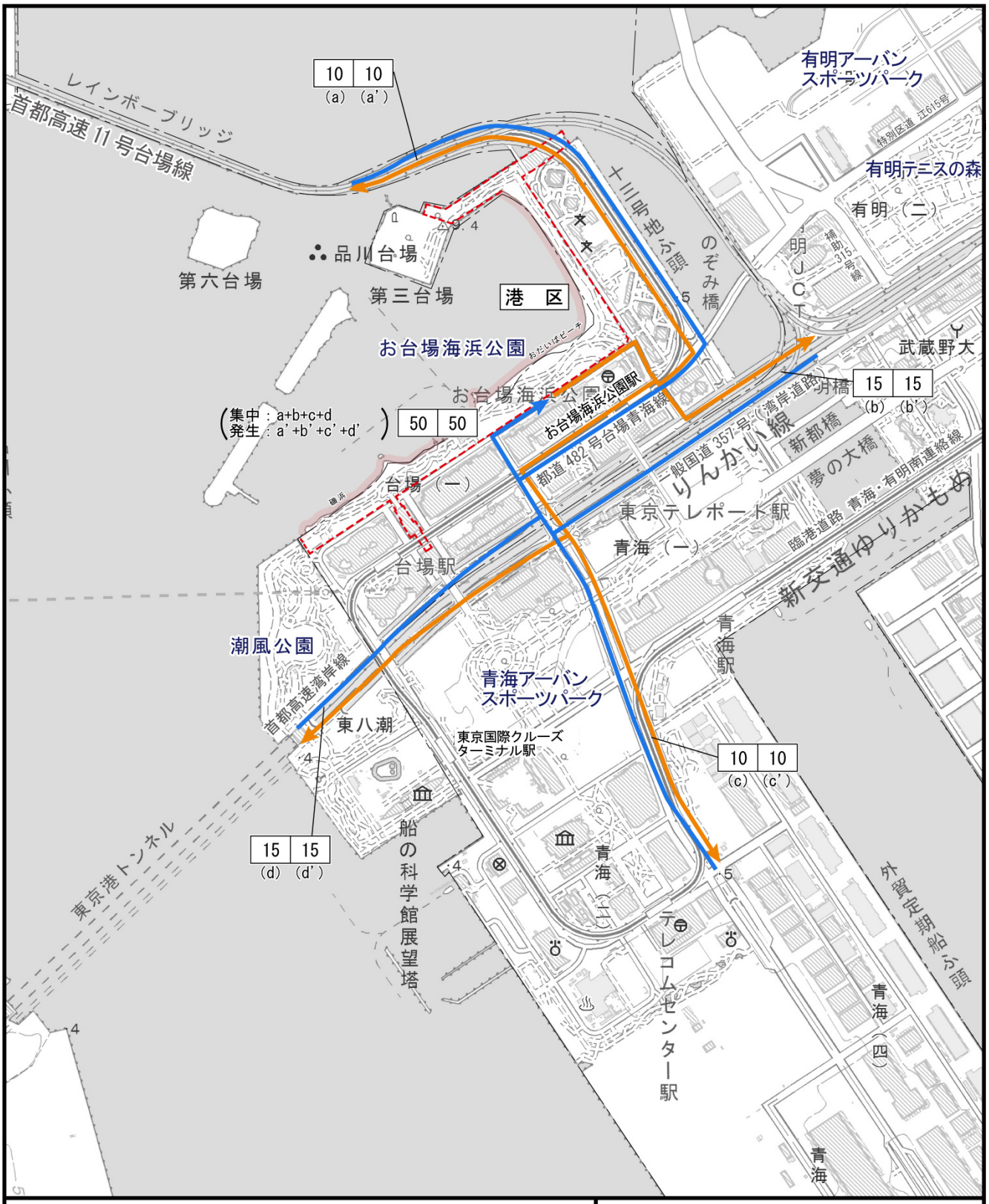

凡　例

- 計画地
- 区界
- 工事用車両集中ルート
- 工事用車両発生ルート

工事用車両（集中）交通量（台/日）	工事用車両（発生）交通量（台/日）

Scale 1:15,000

0　150　300　600m

図7.2-5　工事用車両の走行ルート

7.2.5 環境保全に関する計画等への配慮の内容

(1) 環境保全に関する計画

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「港区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 7.2-3 に示すとおりである。

表7.2-3　環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 （平成28年３月）	・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆３Ｒ・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じるため、部分的に公園が利用できるよう、可能な限り工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。
港区環境基本計画 （平成30年２月）	本計画では、めざす環境像として、以下の６つを示している。 ・安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現 ・協働による循環型社会の形成 ・健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全 ・快適で魅力ある都市環境の形成 ・自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出 ・環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じるため、部分的に公園が利用できるよう、可能な限り工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。

(2) 持続可能性に配慮した運営計画

組織委員会は、東京 2020 大会における持続可能性への配慮を最大化し、大会開催が持続可能な開発に貢献するため、持続可能性に配慮した運営計画を策定した。

持続可能性に配慮した運営計画での取組事項は、表 7.2-4 に示すとおりである。

表7.2-4　持続可能性に配慮した運営計画での取組事項

計画等の名称	計画等の概要	本事業で取り組む事項
持続可能性に配慮した運営計画第二版 （平成30年６月）	・東京2020大会の持続可能性コンセプト Be better, together より良い未来へ、ともに進もう。 ◆気候変動 ◆資源循環 ◆大気・水・緑・生物多様性等	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じるため、部分的に公園が利用できるよう、可能な限り工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。

7.3　お台場海浜公園の計画の策定に至った経過

お台場海浜公園は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのトライアスロン、水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロン及び自転車競技（ロード・レース）のための仮設による会場として計画された。

このうち、パラリンピックの自転車競技については、平成30年３月７日のIPC理事会において、競技会場を富士スピードウェイとすることが承認された。